4　外食産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の合理化に関すること。
二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）を営む中小企業の育成及び発展に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。
5　外食産業室に、室長を置く。
6　食文化専門官は、食文化の振興に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7　食育推進指導官は、食育の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（海外輸入規制対策室並びに海外展開専門官、海外輸入規制対策専門官及び訴訟専門官）

第二十六条　輸出促進課に、海外輸入規制対策室並びに海外展開専門官一人、海外輸入規制対策専門官三人及び訴訟専門官一人を置く。
2　海外輸入規制対策室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
3　海外輸入規制対策室に、室長を置く。
4　海外展開専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する専門の事項（海外における輸入の規制に対する対策に関するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。
5　海外輸入規制対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。
6　訴訟専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に係る訴訟に関する事務を行う。

第二十八条を削る。

第二十七条の見出し中「新事業創出専門官」を削り、「総括審査官」の下に「、新事業創出専門官」を加え、同条第一項中「新事業創出課」を「知的財産課」に改め、「新事業創出専門官三人」を削り、「総括審査官一人」の下に「、新事業創出専門官三人」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二十七条第九項中「新事業創出課」を「知的財産課」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（ファンド室及び六次産業化専門官）

第二十七条　産業連携課に、ファンド室及び六次産業化専門官二人を置く。
2　ファンド室は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に関する事務をつかさどる。
3　ファンド室に、室長を置く。
4　六次産業化専門官は、命を受けて、産業連携課の所掌事務に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十条を削る。

第三十一条の見出しを「（卸売市場室及び商品取引室並びに市場機能高度化専門官、市場経営指導官、商品取引専門官及び総合取引専門官）」に改め、同条第一項中「食品製造卸売課」を「食品流通課」に改め、「卸売市場室」の下に「及び商品取引室」を加え、「及び市場経営指導官、商品取引専門官及び総合取引専門官」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。
5　商品取引室に、室長を置く。

第三十一条に次の二項を加える。

8　商品取引専門官は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）を行う。
9　総合取引専門官は、金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十一条を第三十条とし、第一章第一節第二款の二に次の一条を加える。

（食品企業行動室及び食品規格室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び食品規格室並びに高度化基盤整備専門官一人及び規格専門官二人を置く。
2　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
3　食品企業行動室に、室長を置く。
4　食品規格室は、日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関する事務をつかさどる。
5　食品規格室に、室長を置く。
6　高度化基盤整備専門官は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第二条第三項に規定する高度化基盤整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7　規格専門官は、命を受けて、日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第一章第一節第二款の二を同節第三款とする。

第一章第一節に次の一款を加える。

第七款　政策統括官

（企画官）

第六十四条の二　本省に、企画官四十九人を置く。
2　企画官は、命を受けて、農林水産省組織令第八十四条第一項の規定により本省に置かれる参事官の職務を助ける。

第百五十条を次のように改める。

（農林水産政策研究所に置く室等）

第百五十条　農林水産政策研究所に、次の一室及び二課並びに総括上席研究官三人及び政策研究調整官四人を置く。

企画広報室
庶務課
会計課